

(特定増改築等の工事の費用に充てるために交付を受ける補助金等)

問13 特定増改築等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるため、地方公共団体から交付される補助金等とはどのようなものですか。

(答)

特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の増改築等とは、居住者が自己の所有する家屋につき行う一定の増改築等で、特定増改築等に要した費用の額(その住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために地方公共団体から補助金等(特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいいます。))の交付、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、その改修工事に要した費用の額から補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した金額)が30万円を超えることその他一定の要件を満たすものをいいます。(措法41の3の2②、措令26の3⑤)。

この「特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるもの」とは、特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために地方公共団体から交付されるものであれば、「助成金」、「給付金」等の名称を使用しているものも含まれます。

また、「利子補給金」のようにその改修工事に係る住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるもの等は補助金等には含まれませんが、利子補給金等であっても、補助金等と同一の補助制度等に基づいて交付されるものはその全額が「補助金等」に該当することとなります。

交付を受ける補助金等の額は、原則として、補助金等の額を証明する書類により確認することになりますが、増改築等工事証明書の「地方公共団体から交付される補助金等の額」欄にも当該額を記載することとされています(昭和63年建設省告示第1274号(最終改正平成19年国土交通省告示第408号))。